

令和5年度 定期監査の指摘事項に対する措置状況一覧

指摘事項内容	措置状況	措置通知 年 月 日	備考
福祉部（障がい福祉課）			
<p>国・県補助金等の調定について（収入） 国・県からの補助金や負担金等の調定について、次の不適切な事例が見られた。調定は、地方自治法第231条等の規定に基づき、内容確認のうえ市が受け入れるべき金額として整理、確定するものであり、交付決定通知書受領後又は繰越調定の期日には遅滞なく交付決定通知額で調定処理するよう事務改善を厳に徹底されたい。 （地方自治法第231条、地方自治法施行令第154条、鳥取市会計規則第13条、18条） （1）交付決定通知書を受領しているにも関わらず、調定していないものが散見された。このことは、前回定期監査において注意事項としていたが、統一的な改善が見られなかった。 （2）交付決定額ではなく概算払額のみを調定しているものがあった。 （3）子どもの安心・安全対策事業費国庫補助金について、歳入にかかる現年度の繰越分については、規則上、出納閉鎖期日の翌日に繰越調定すべきことが規定されているにもかかわらず、繰越調定されていなかった。 <補足> （3）は、令和4年度に国からの交付決定がない状態で予算額で調定しており、調定自体が不適切であった。さらに、令和5年度に交付決定を受けたにも関わらず、11月末時点でも適切な調定処理が行われていなかった。</p>	<p>(1) (2) (3) 国・県からの補助金や負担金等の調定については、交付決定に基づき実施するよう改善しました。 (3) 今後は交付決定に基づき調定を起票すること、繰越の場合は出納閉鎖翌日に繰越調定を起票するよう注意するとともに、所属内で周知徹底を図りました。</p>	R6. 4. 16	
健康こども部鳥取市保健所（健康づくり推進課、鳥取東保健センター）			
<p>行政財産使用許可及び行政財産使用料について（財産・収入） 指定管理施設である気高保健センターについて、次の事項が見られた。 （1）気高町総合支所が行政財産使用許可を行っていた。 （2）行政財産使用料条例第3条の規定に基づき、調定及び納入通知書の送付がされていなかった。 指定管理施設の行政財産使用許可については、指定管理者と委託契約している所管課が、使用許可を行い、使用料を徴収すべきである。 適正な事務処理に改められたい。 （鳥取市行政財産使用料条例第3条）</p>	<p>（1）健康・子育て推進課にて行政財産使用許可申請を受け付けました。 （2）指定管理者と委託契約をしている健康・子育て推進課にて使用許可及び納付書の発行を行いました。</p>	R6. 4. 25	